

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年5月15日

【会社名】 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ  
(Nomura Europe Finance N.V.)

【代表者の役職氏名】 社長兼業務執行取締役  
(President & Managing Director)  
土居 展陽  
(Nobuaki Doi)

【本店の所在の場所】 オランダ王国 アムステルダム市1096HA  
アムステルプライン1 レンブランド・タワー19階  
(Rembrandt Tower 19th floor, Amstelplein 1, 1096HA Amsterdam,  
The Netherlands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴田 弘典

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 安藤 紘人  
弁護士 森田 翔  
弁護士 中島 庸元  
弁護士 紀伊 裕太郎

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1107  
03-6775-1664  
03-6775-1926  
03-6775-1343

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 有価証券信託受益証券

【届出の対象とした募集金額】 申込期間 (2026年1月22日から2027年2月24日まで)  
各本受益権 (以下に定義する。) ごとに、500億円を上限とする。  
\* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年12月19日付で提出した有価証券届出書(訂正を含む。)の記載事項について、2026年5月14日に野村ホールディングス株式会社が臨時報告書を提出したことに伴い、関連する事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第五部 提出会社の保証会社等の情報

第2 保証会社以外の会社の情報

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

## 3【訂正箇所】

(注) 訂正箇所は、\_\_\_\_ 罫で示しております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

#### 2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

本外国指標連動証券に係る保証会社である野村ホールディングス株式会社は、継続開示会社である。

(1)【当該会社が提出した書類】

< 訂正前 >

#### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度(第121期)(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

2025年6月23日 関東財務局長に提出

#### 【半期報告書】

事業年度(第122期中)(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

2025年11月14日 関東財務局長に提出

#### 【臨時報告書】

の有価証券報告書提出後、本訂正届出書提出日(2026年5月1日)までに、2025年6月25日 関東財務局長に提出(提出理由:金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2)

の有価証券報告書提出後、本訂正届出書提出日(2026年5月1日)までに、2026年1月16日 関東財務局長に提出(提出理由:金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号)

の有価証券報告書提出後、本訂正届出書提出日(2026年5月1日)までに、2026年1月30日 関東財務局長に提出(提出理由:金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号)

の有価証券報告書提出後、本訂正届出書提出日(2026年5月1日)までに、2026年4月14日 関東財務局長に提出(提出理由:金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号および同項第2号の2)

#### 【訂正報告書】

訂正報告書 (上記 の2026年 4月14日付の臨時報告書の訂正報告書) を2026年 4月30日に関東財務局長に提出

< 訂正後 >

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 (第121期) (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)

2025年 6月23日 関東財務局長に提出

【半期報告書】

事業年度 (第122期中) (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)

2025年11月14日 関東財務局長に提出

【臨時報告書】

の有価証券報告書提出後、本訂正届出書提出日 (2026年 5月15日) までに、2025年 6月25日 関東財務局長に提出 (提出理由: 金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 )

の有価証券報告書提出後、本訂正届出書提出日 (2026年 5月15日) までに、2026年 1月16日 関東財務局長に提出 (提出理由: 金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 1 号)

の有価証券報告書提出後、本訂正届出書提出日 (2026年 5月15日) までに、2026年 1月30日 関東財務局長に提出 (提出理由: 金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 3 号)

の有価証券報告書提出後、本訂正届出書提出日 (2026年 5月15日) までに、2026年 4月14日 関東財務局長に提出 (提出理由: 金融商品取引法第24条の 5 第 4 項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 1 号および同項第 2 号の 2 )

の有価証券報告書提出後、本訂正届出書提出日 (2026年 5月15日) までに、2026年 5月14日 関東財務局長に提出 (提出理由: 金融商品取引法第24条の 5 第 4 項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 1 号および同項第 2 号の 2 )

【訂正報告書】

訂正報告書 (上記 の2026年 4月14日付の臨時報告書の訂正報告書) を2026年 4月30日に関東財務局長に提出